

## 第 180 回 福島県都市計画審議会

年月日 平成 30 年 3 月 23 日 (金)  
時間 午後 14 時 00 分～  
場所 福島テルサ  
3 階 大会議室 あぶくま

(司会)

それでは定刻となりましたので、ただいまより、第 180 回福島県都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます県都市計画課の荒井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、事務局より傍聴される方に申し上げます。議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために会議を非公開とする場合には、会場から退席していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。また、お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様にご報告しております資料のご確認をお願いいたします。次第、次に議案書、資料 1 相馬地方都市計画臨港地区の変更について、資料 2 相馬地方都市計画緑地の変更についてのあわせて 4 種類となります。なお、本日の名簿につきましては、議案書の 7 ページに記載しております。お手元がない資料がございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

なお、議席番号 3 番の鈴木委員は所用により欠席となっておりますのでご報告いたします。

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第 5 条に基づき、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、山川会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。それでは暫時議長を務めさせていただきます。最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、ご発言の際にまず委員の議席番号、氏名から発言して頂くとともに、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

次に、出席委員数をご報告いたします。全委員 19 名のうち、出席委員は 14 名で、うち代理出席者は 6 名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第 7 条第 2 項に定める半数以上に達しておりますので、本議案の審議は成立し

ております。

次に、議事録署名人を定めたいと思いますが、これは慣例に従い、議長から指名させて頂くことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議ないようでございますので、ご指名申し上げます。

17 番の阿部裕美子委員、19 番の横田純子委員のお二方をお願いいたします。

議案書の目次をお開きいただきたいと思います。本日は、報告事項 3 件、議案 2 件を予定しております。それでは、次第の 2 番をご覧ください。第 179 回福島県都市計画審議会に付議された案件につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

県都市計画課の塩田でございます。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。議案書の 1 ページをお開き下さい。1 の第 179 回福島県都市計画審議会に付議された案件について報告申し上げます。議案番号、議案名、告示年月日、公告及び告示番号の順番で申し上げます。議案第 2006 号、相馬都市計画区域、鹿島都市計画区域、原町都市計画区域及び小高都市計画区域の変更について、平成 30 年 3 月 9 日、福島県公告第 50 号、議案第 2007 号、相馬地方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、平成 30 年 3 月 9 日、福島県告示第 183 号、議案第 2008 号、県北都市計画道路の変更について、平成 30 年 2 月 23 日、福島県告示第 109 号において、公告及び告示となったことをご報告申し上げます。以上です。

(会長)

はい。ただいまの報告に関しまして、ご質問等ありますでしょうか。

(質問等なし)

それでは、次第の 3 番、議事に移ります。本日も審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました 2 件です。

議案第 2010 号、相馬地方都市計画臨港地区の変更について、及び議案第 2011 号、相馬地方都市計画緑地の変更については、いずれも東日本大震災復興特別区域法第 48 条第 7 項第 1 号の規定に基づく議案です。

それでは、議案の審議に入らせていただきます。議案第 2010 号の議案につい

ては、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい、ご説明申し上げます議案書の説明に入る前に、お配りしております資料 1 及びスクリーンに同じものを映しておりますのでご覧になりやすい方で、ご確認ください。

議案第 2010 号、相馬地方都市計画臨港地区の変更についてでございます。こちらの案件につきましては、前回の審議会、議案第 2006 号におきましてご審議いただいた区域の拡大におきまして、新たに臨港地区の変更を行うものでございます。

こちらにつきましては、都市計画法第 23 条第 4 項の規定に基づきまして、港湾管理者から申し出た案につきまして変更を行おうとするものでございます。臨港地区の説明でございますが、水域と一体的に管理運営する必要がある港湾の陸域であり、港湾法又は都市計画法（都市計画法におきましては都市計画区域内のみ）に基づいて指定する地区でございます。指定をする理由でございますが、福島県が公有水面を埋め立てた土地であります相馬港 3 号ふ頭地区及び 4 号ふ頭地区については、港湾として水域と一体的に管理運営する必要があることから、今回、新たに都市計画臨港地区に含めようとするものでございます。

2 ページをご覧ください。こちらにつきましては、位置の関係を示したものでございます。左上の図へ新地町を赤で囲ってございます。相馬港臨港地区を右の図赤い引き出しで示しております。これが大きい図面でございます。次のページに臨港地区を拡大した図面をお付けしておりますので、3 ページをご覧ください。こちらが変更しようとする右側にスクリーンで見づらいですが赤色で示しているところが 3 号ふ頭及び 4 号ふ頭用地でございます。左側の紫色の着色箇所が既決定ということで、既に相馬港臨港地区になっている約 301ha の部分でございます。

4 ページをご覧ください。こちらにつきましては、航空写真でございます。左側の写真でございますが、埋め立て前平成 22 年 9 月に撮影した状況でございます。左側でございますように、まだ整備が進んでいない状況が窺えます。右側につきましては、今年の 2 月に撮影してございまして埋め立て後ということで、赤で囲んだ部分でございます。右側から 3 号ふ頭地区、左側に 4 号ふ頭地区ということでございます。そして、下に現在の LNG 受け入れ基地の整備の状況ということで写真を載せてございます。こちらは、陸側から海側を見た写真となっております。手前にありますタンクが進んでいる状況が分かるところでございます。今回、4 号ふ頭地区については、整備が進んでいる途中の段階の写真となっております。そして左下の埋め立て造成の理由でございます。

すが、3号ふ頭地区港湾背後地企業の物流効率化及び地震被害時の緊急物資輸送等の物流拠点とするために整備を進めてきているところでございます。ここにおいて、荷捌きなどする場所になります。4号ふ頭地区におきましては、LNG液化天然ガス受け入れを行います基地建設に伴う用地造成をしているところでございます。

5ページは参考ということでご覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては、港湾法第39条に基づいて指定していく、臨港地区の分区の変更の予定でございます。左上に示しているのが全体の現在の状況でございます。そして、右下の黒い線で囲んでおります今回臨港地区に追加しようとする3号4号のふ頭用地の部分をお示ししております。今回、3号4号の分区の種類といたしましては黒で囲んでおります左から黄色の部分が保安港区という分区の種類になります。真ん中の部分が紫で示した工業港区でございます。一番右側には、商港区という形の3つの新たな分区を定めようとするところでございます。そして、左側下にあるような形で今回変更する形でございます。

資料の説明は以上でございます。議案書にお戻りいただきたいと思っております。

議案書の3ページでございます。議案第2010号相馬地方都市計画臨港地区の変更について、都市計画相馬港臨港地区を次のように変更する。黒字については変更前、そして赤字が変更後でございます。変更後の赤字について読み上げさせていただきます。名称、相馬港臨港地区、面積、約332ha、備考、商港区約74ha、保安港区約30ha、特殊物資港区約5ha、修景厚生港区約21ha、工業港区約202haでございます。理由、福島県が公有水面を埋め立てた土地である相馬港3ふ頭地区及び4ふ頭地区については、港湾として水域と一体的に管理運営する必要があることから、新たに都市計画臨港地区に含めようとするものです。これらの変更について、復興整備計画に記載し、本書のとおり変更しようとするものでございます。

4ページをおめぐりください。参考でございますが、都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況でございます。平成30年2月20日から同年3月6日に縦覧したところ、意見書の提出はございませんでした。説明は以上になります。

(会長)

それではただいまの説明につきまして、ご質問ご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(17番 阿部委員)

17番の阿部裕美子です。ただいま説明がありました、ふ頭の埋め立て造成前の写真図がありますが、平成22年9月の撮影になっておりますが、東日本大震

災の時にはどのような被害状況であったのか、もしお示しいただけるようでしたらお願いいたします。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

港湾課が同席しておりますので、港湾課の方からご説明申し上げてよろしいでしょうか。

(会長)

はい。それではお願いいたします。

(事務局)

東日本大震災の津波、地震等で被災を受けましたが、3号ふ頭地区につきましては、大きく埋め立て前のケーソン等を作成している最中でして、大きく影響することはありませんでした。相馬港全体を見た場合には、沖防波堤が一番沖側にある防波堤ですが、これが一番被災を受けまして堤防自体の本体が倒壊等している状況でございまして、これでいったん波を受けた状況で中に入ってきたこともあるのだと思うのですが、3号ふ頭につきましては、それほど大きな被災を受けておりませんでした。以上です。

(会長)

よろしいでしょうか。他、いかがでしょうか。それでは、ご異議なしということで、議案第2010号相馬地方都市計画臨港地区の変更については、原案のとおり同意するということに決定いたします。

次の議事の審議に入らせていただきます。第2011号の議案について、事務局より説明願います。

(事務局)

はい。引き続きご説明申し上げます。議案書に入る前に、資料2で概要についてご説明申し上げます。議案第2011号、相馬地方都市計画緑地の変更について、4号埴浜防災緑地でございまして、

資料2の2ページをご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、位置をお示しているところでございます。右側赤で囲っております4号埴浜防災緑地の位置となっております。左側に、新地駅がある位置関係でございます。

3 ページこちらにつきましても、航空写真でございまして被害状況の写真をお示ししております。被災前の平成 21 年 4 月に撮影した状況でございまして。海岸部を県道相馬亘理線が南北に走っている状況でございまして。

4 ページをご覧ください。こちらにつきましても、被災後ということで平成 23 年 4 月の撮影の状況でございまして。県道相馬亘理線については南側で一部被災、津波を受けまして道路が分断し、北側についても途中で分断されている状況でございまして。そして、内陸部につきましても津波浸水が窺える写真となっているところでございまして。

5 ページをご覧ください。こちらが現在をお示した写真でございまして。平成 29 年 12 月に撮影した写真でございまして。赤で囲っておりますのが埴浜防災緑地の範囲となっております。そして左側には JR の常磐線、そして左下の方に新地駅が見える形でございまして。そして、埴浜防災緑地の南側におきましては、緑色で標記しております釣師地区防災緑地、町が施工している防災緑地でございまして。

6 ページをご覧ください。復興まちづくりの基本的な考えについてご説明申し上げます。多重防御による復興まちづくりということでございまして。横断図の上につきましてもは、現状津波を受けた直後の状況というものをお示ししております。下の矢印にあるような形で復興まちづくりを進めていくところでございまして。右側海岸部①から④の順にご説明申し上げます。①につきましてもは、嵩上げた海岸堤防の復旧によりまして津波や高潮から背後地を防御するものでございまして。②津波を減衰させ、浸水被害範囲の軽減や避難時間の確保等を図る防災緑地の整備ということで、今回ご審議いただく箇所になってございまして。③道路の嵩上げや避難路の整備を進めているところでございまして。一番左側でございまして、土地区画整理事業や防災集団移転事業、高台などによる住宅地の整備しているところでございまして。これらの事業により、多重防御にすることによりまして、復興まちづくりを現在進めているところでございまして。

7 ページをご覧ください。こちらが計画図でございまして。変更の内容につきましてもは、記載のとおり防災緑地の面積が変更になってございまして。変更前の面積約 24.5ha、変更後約 25.3ha となる予定でございまして。凡例でございまして、薄いピンクになっているところが既に決定されている範囲となっております。そして、今回赤の部分が変更を予定している箇所、そして黄色については廃止をするところになってまいります。7 ページは全体を示しております。それを南北に分割しまして、それぞれの箇所におきます計画の変更の理由についてご説明申し上げたいと思っております。①一番左側の赤い部分でございまして。こちらにつきましてもは、防災機能を有します磯山展望緑地を、隣接する埴浜防災緑地と一体的で、より効率的な管理を行う必要があるということで、今回新た

に区域として追加したい場所です。②ですが、こちらは事業間の調整ということでございまして、海岸堤防事業との調整によりまして、新たに区域の追加を考えている箇所となつてございます。③でございまして、県道として管理するため区域から除外という箇所につきましては、当初の防災緑地の道路につきましても廃止をするということで、全て防災緑地として整備をする予定でございましたが、その後、道路管理者と協議を終えまして計画の変更になったということで、ここに新たに道路が整備、こちらについては県道でございまして、存知するということになりまして、防災緑地の機能としては道路の部分は必要が無いということでございますので、この部分については区域から除かせていただくという部分でございまして、右下の④につきましては同じ道路でございまして、町道でございまして、こちらにつきましても先ほどの③同様、町道として管理するということから、今回区域から除外するところでございます。

9 ページをご覧いただきたいと思ひます。⑤につきましても④と同じ理由で除外するものでございまして、⑥につきましても、先ほどの②と同じ理由で追加するものでございまして、⑦につきましては、河川堤防事業との調整によりまして、区域の一部除外をするということでございまして、こちらは、河川事業において、まだ護岸を施工するという計画がございまして、防災緑地の範囲から除きまして、護岸を整備する区域でございまして、今ほど平面図でご説明いたしました、箇所ごとに断面図を作成しております。イメージということでご説明申し上げます。

青で示しております都市計画決定区域の防潮の施設の範囲が示されております。そこに今回赤で変更、事業間の調整という形で緑地の部分が新たに上に重なる形で追加したいということでございまして、海岸堤防事業との調整によりまして、防潮堤施設の上にも盛土を行い、そして植林を行ひまして防災緑地として管理するため区域に追加しようとするものでございまして、そして、真ん中黄色の部分でございまして、こちらは県道ということでイメージを書いております。こちらにつきましても、県道として管理する区域として除外するものでございまして、こちらについては、防災緑地としての機能は有さない区域は、道路管理者が管理することで調整が整つたため、防災緑地からは除外するということでございまして、資料2の説明は以上でございまして。

議案書に戻ります。議案書の5 ページをお開きいただきたいと思ひます。議案第2011号相馬地方都市計画緑地の変更について、都市計画緑地中4号埴浜防災緑地を次のように変更する。黒字が変更前でございまして、赤字が変更後でございまして、変更の赤字について読み上げさせていただきます。名称、番号、4番、緑地名、埴浜防災緑地、位置、相馬郡新地町大字埴木崎字埴浜、字西田及び字磯山、谷地小屋字中浜田及び字北畑、面積約25.3ha、備考、防災緑地でござい

ます。理由、4号埠浜防災緑地は、津波の減衰効果や漂流物の捕捉効果などを目的とし、海岸堤防と一体となって、多重防御による防災力の高いまちづくりを推進するため、平成25年2月に都市計画決定されました。その後、防災緑地に隣接する海岸堤防と道路、県道および町道の事業及び管理者間の調整の結果、変更する必要が生じたものです。これらの変更について、復興整備計画に記載し、本書のとおり変更しようとするものであります。

6ページをおめくり頂きたいと思います。参考でございますが、都市計画の案の縦覧及び意見書の提出の状況でございます。平成30年2月20日から同年3月6日まで縦覧をしましたところ、意見書の提出はございませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。

(会長)

はい、それではただいまの説明にご質問、ご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(川崎委員)

1番の川崎です。防災緑地は福島県ではたしか10箇所ぐらい整備予定で、今回追加された区域そのものではないのですが、隣接する釣師地区、唯一の市町村施工事業の防災緑地だったというふうに記憶していて、町に聞いたところでは通常の防災緑地よりは賑わった様相を盛り込んでいる、そのような話を伺ったことがありますけれども、今回の区域の追加、あるいは事業者間の連携という意図が変更ということなのですが、質問は2つです。1つは、町に伺った方がいいかもしれませんが釣師地区での、事業の進捗状況などどのような感じなのか、写真がありましたけれども、現在の進捗状況を教えていただければということが1点と、それからもう一つは今のものと関連しますけれども、川の反対側に整備している釣師地区と今回の防災緑地の一体性だとか、あるいは連携、関係性っていうものをどのようにお考えになっているのかの2点について伺えればと思います。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

はい、お答えいたします。1つ目の釣師防災緑地の現在の状況でございますが、事業といたしましては平成26年2月から事業に着手しているところでございま



す。完成の予定でございますが、平成32年3月の完成を目標に、現在整備が進んでいると聞いております。整備の中について、こういった施設というか具体的な部分だと思っておりますが、広場とかですね、遊具といったものも配置しながら町の方で整備が進められているというふうに聞いているところでございます。

あと、同じくまちづくり推進課の方も来ておりますので説明をお願いしたいと思います。

(会長)

はい、それではお願いします。

(事務局)

まちづくり推進課、主幹の大竹と申します。釣師地区防災緑地につきましては、先ほど5ページでも航空写真の方で、南側の方で整備を進めている新地町施工の防災緑地でございます。赤の方は福島県が施工を進めているものです。それでですね、復興庁との当初の協議によりまして、埴浜防災緑地というのは完全に背後の市街地、新地駅を含めその周辺に施工している土地区画整理事業の家屋等を守るための防災緑地で復興庁の予算で整備しております。ところが、釣師地区防災緑地につきましては、町施工ということで復興庁の予算が入っておりません。背後地に市街地が無いということで町が単独で施工を進めているところでございます。従いまして、防災機能を高めるための埴浜防災緑地と、どちらかという今ほど塩田の方から説明があったレクリエーション機能を重視した防災緑地として、町が独自に整備を進めているものでございます。以上です。

(会長)

はい、よろしいですか。

(川崎委員)

2つ目の機能の連携性だとか、もちろん津波の減衰効果というのはもとよりなのですが、県と市町村の間に、今回事業者間の調整、具体的には道路だとか堤防だとか河川との調整のもとに変更しますといういくつかありましたけれども、釣師地区をやっている新地町さんと県との事業者間の調整ってというのはどのような状況なのでしょうかという点について教えていただきたい。

(会長)

はい、どうぞ。

(事務局)

まちづくり推進課です。レクリエーション機能と防災機能と申しましたが、  
埴浜防災緑地も植樹をしまして、潤いの場を提供するような整備を、津波の減  
衰効果と補足効果も含めてですね、いろいろな場の提供ということで整理して  
おります。従いまして、真ん中に砂子田川という川は挟んでいるものの、お互  
い道路で結ばれておりますので、そのあたりの一体的な県民の方、町民の方  
に対しての潤いの場の提供ということで、一体的に整備を進めているものでござ  
いますし、今後、維持管理においても、それぞれ県と町が管理することになる  
のですが、例えば民間団体、NPO とかですね管理をしていただいて維持管理費の  
軽減という点でも町さんと県とが一体的に調整を進めているところでございま  
す。以上です。

(会長)

よろしいですか。他いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(17 番阿部委員)

17 番の阿部です。あの、10 ページのところに変更箇所の断面図が載っており  
ますが、防災緑地が堤防のところに重なるような構造になっているのですけれ  
ども、その分の防災緑地の面積が広がっているのですけれど、こういう工法  
の方が堤防としての機能が強化されるということなののでしょうか。この工法の選  
択について、伺いたします。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

まちづくり推進課でございます。この図面を見て、極端に赤の部分が垂直に  
分かれていますのですが、例えばですね、赤の部分が堤防として存在した場合は  
防災緑地がそのラインのように、その堤防の法尻から上にあがるような盛土に  
なります。そうしますと、この海岸堤防の裏面の法、ちょうど防災緑地の赤の  
部分の三角に、仮に津波が来た時にこの裏の部分が削られて、被害が拡大して  
背後地に甚大な被害を及ぼすということで、防災緑地で被覆するという専門用  
語でいうのですが、そちらで堤防の構造を守るという機能を果たしております  
ので、そういった面でこういう工法を採用したものでございます。以上です。

(会長)

よろしいですか。その他いかがでしょうか。

それでは、他にご意見もないようですので、議案 2011 号の議案について、ご異存ございませんでしょうか。

(異議なし)

それではご異議なしと認め、議案第 2011 号相馬地方都市計画緑地の変更については、原案のとおり同意することに決定いたします。

本日の審議事項は、以上です。いろいろなご意見をいただきまして、ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

(司会)

熱心なご審議をありがとうございました。以上をもちまして、第 180 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 40 分)

以上のとおり相違ないことを証します。

17 番 阿部 裕美子

---

19 番 横田 純子

---